

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月30日

【会社名】 ヒロセ電機株式会社

【英訳名】 HIROSE ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 和徳

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎五丁目 5 番23号

【電話番号】 03-3491-5300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 飯塚 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎五丁目 5 番23号

【電話番号】 03-3491-5300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 飯塚 和幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0 円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
1,559,250,000円

(注)1.本募集は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成26年9月30日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。

2.募集金額は、ストックオプションの目的で発行することから無償で発行するものいたします。また、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。

3.新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,134個（注） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権証券の数（以下、「割当新株予約権数」という。）が減少することがあります。
発行価格の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年10月8日～平成26年10月15日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ヒロセ電機株式会社人事総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成26年10月16日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- （注）1．本新株予約権証券は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会及び平成26年9月30日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。
- 2．申込みは、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出し、当社との間で「新株予約権割当契約書」を締結することにより行うものであります。
- 3．本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社及び当社の子会社の取締役、従業員に対して新株予約権を割り当てるものであります。
- 4．本募集の対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	8名	196個
当社従業員	88名	590個
当社連結完全子会社（当社出資比率100%）の取締役及び従業員	27名	168個
当社連結子会社（当社出資比率100%未満）の取締役及び従業員	36名	180個
合計	159名	1,134個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式、 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	113,400株 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付（自己株式を移転）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における普通株式の終値（以下「終値」という）の平均価額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。 なお、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	該当事項なし。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項なし。
新株予約権の行使期間	平成28年10月3日から平成36年9月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ヒロセ電機株式会社人事総務部 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行五反田支店
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。 新株予約権割当の対象者は、新株予約権行使時において当社または当社の子会社の取締役または従業員等であることを要する。ただし、当社または子会社の取締役または従業員等の地位を失った後も6か月間に限り、新株予約権を行使することができる。一方、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。 新株予約権割当の対象者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人のうち当社が指名する1名が新株予約権を行使することができる。
自己新株予約権の取得の事由および取得の条件	新株予約権の権利者が新株予約権を行使しうる条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は譲渡をしてはならない。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 付与株式数の調整

当社が株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数は調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 行使価額の調整

当社が割当日後に株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の場合の行使を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、合併、株式分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権商権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、新株予約権行使請求書が行使請求受付場所に提出され、かつ、払込金が指定口座に振り込まれたときに生ずるものとする。

4. 株式の交付方法

当社は新株予約権の行使の効力発生後すみやかに当該新株予約権を行使した者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、当該新株予約権の目的である株式を移転する。

5. 前記に定めるほか、新株予約権の行使等に関するその他の事項については、上記「募集条件」に規定する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金概算額(円)
1,559,250,000	1,000,000	1,558,250,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額である。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取金概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、対象者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値向上を図ることを目的として実施するものであり、調達を主たる目的としておりません。

また、新株予約権の割当に際し、新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の新規発行による払込みは発生しません。

従いまして、手取金は、設備資金あるいは運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(第68期第1四半期) (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月7日関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年9月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第67期有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ヒロセ電機株式会社 本店

(東京都品川区大崎五丁目5番23号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。